

労働安全衛生総合研究所 評価シート(1)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。</p> <p>イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。</p> <p>ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。</p> <p>イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。</p> <p>ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し 機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。 平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画(以下「整理合理化計画」という。)を踏まえ、労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)との統合に向けた検討を行う。 前年度の3研究領域の導入に伴い、中期計画で指定されている業務を柔軟かつ効率的に遂行する。 また、業務責任者を適材適所で任命し、業務遂行の迅速化と業務改善を図る。 現行の運営体制を引き続き進めるとともに、役員業務との調和を図る。 平成20年度に施行された「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(以下「研究開発力強化法」という。)」の各種措置を推進する。</p> <p>イ 調査研究管理の一元化 新たに導入した安全研究領域、健康研究領域及び環境研究領域の確立のために、産業安全分野と労働衛生分野に関する研究企画調整業務の一層の一元化を図る。同様に、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務それぞれに関する安全、衛生分野の一元化を進める。</p> <p>ウ 人材の登用 研究員の採用は、人材活用等に関する方針(第6の1(1))に基づき、多角的で柔軟性の高い任用に努める。このため、原則として公募による選考とし、研究を担う資質の高い人材の</p>	

<p>エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。</p> <p>オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。</p>	<p>エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。</p> <p>オ 所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>任期付採用に努める。</p> <p>エ 総務部門の一元化と外部委託の推進 清瀬、登戸両地区の総務部門の業務の一元化を進める。 総務部門と研究企画調整部門との業務連携を強め、調査研究業務の効率化を図る。 定型業務の外部委託等の検討を進め、間接部門の合理化を図る。</p> <p>オ 業務・システムの効率化等 文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、清瀬、登戸両地区の文書フォーマットの統一化を引き続き進める。 平成20年度末に導入した3研究領域を中核とする調査・研究業務に則った決裁方式の運用を進める。 テレビ会議の活用を進める。 また、電子決裁方法の導入を検討する。 さらに、情報セキュリティポリシーの策定等情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	
--	---	---	--

	自己評価		評価項目1	評価	
--	------	--	-------	----	--

評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	
------------	-----------	--

[数値目標]	[数値目標]	
--------	--------	--

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所の組織体制を効率的かつ柔軟なものとし、適宜見直しを行っているか。 ・ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築しているか。 ・ 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。 (政独委・評価の視点事項 7) 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所の組織体制を効率的かつ柔軟なものとし、適宜見直しを行っているか。 ・ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築しているか。 ・ 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした<u>検討・取組</u>が行われているか。 (政独委・評価の視点事項 7) ・ <u>業務改善の取組を適切に講じているか。(※ 業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱かないことのない開かれた法人運営、業務改善提案箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)</u> ・ <u>国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</u> ・ <u>関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。</u> 	
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。 ・ 研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ったか。 ・ 業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。 	<p>るか。(※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自らが行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。 ・ 研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ったか。 ・ 業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。 	
--	--	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(2)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。</p>	<p>(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。 イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。</p>	<p>(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と見直し 調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し評価する研究管理システムの構築を引き続き進める。 イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営への反映 構築した評価システムにより研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究職員の業績評価 研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内貢献、及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務への貢献を適切かつ総合的に評価する。</p>			
		自己評価	評価項目2	評価	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
[数値目標]		[数値目標]			
<p>[評価の視点] ・ 研究所の統合による研究管理システムの構築・見直しがどのようになされたか。 ・ 業務の進捗状況が組織的かつ定期的にモニタリングされているか。 ・ 業務の進行状況のモニタリングを踏まえた改善措置が研究管理及び業務運営に適時かつ迅速に反映される仕組みが整備されているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。 ・ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価が行われているか。 ・ 法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。 ・ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政独委・評価の視点事項 8)</p>		<p>[評価の視点] ・ 研究所の統合による研究管理システムの構築・見直しがどのようになされたか。 ・ 業務の進捗状況が組織的かつ定期的にモニタリングされているか。 ・ 業務の進行状況のモニタリングを踏まえた改善措置が研究管理及び業務運営に適時かつ迅速に反映される仕組みが整備されているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。 ・ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価が行われているか。 ・ 法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。 ・ <u>役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。</u> (政独委・評価の視点事項 8)</p>			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(3)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について15%、事業費(退職手当を除く。)について5%に相当する額を節減すること。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。 エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までには、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(退職手当を除く。)について、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 温室効果ガス排出の抑制のための実施計画に基づく具体的な措置の推進、IT技術の活用、定型業務の外部委託、間接部門の合理化等の見直しを行い、経費の節減を図る。 イ 競争的研究資金、受託研究の獲得 関係省庁、公益団体、企業等の競争的研究資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。 ウ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。 エ 業務運営の徹底した効率化 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を作成し、業務運営を行う。 オ 役職員の給与の見直し 国家公務員の給与構造改革を踏えた役職員の給与の見直しを適宜行う。 カ 業績評価に伴う経費節減 適正な業績評価を通じた経費節減に務める。 キ 計画的な職員の採用 中期計画に基づき、総人件費抑制の観点から、計画的な職員採用の実施に努める。</p>	
	自己評定	評価項目3	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標]	[数値目標]		

・ 中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営交付金から一般管理費(退職手当を除く)について15%、事業費(退職手当を除く)について5%に相当する額を節減すること。

・ 平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。

[評価の視点]

・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。

(政独委・評価の視点事項 4(1))

・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

(政独委・評価の視点事項 4(1))

・ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。

(政独委・評価の視点事項 4(2))

・ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

(政独委・評価の視点事項 4(3))

・ 省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。

・ 省資源、省エネルギー対策の推進については、光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価すべきである。(政・独委評価の視点)

・ 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。

・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。

・ 経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。

・ 中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営交付金から一般管理費(退職手当を除く)について15%、事業費(退職手当を除く)について5%に相当する額を節減すること。

・ 平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。

[評価の視点]

・ 契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備や運用がされているか。
(政独委・評価の視点事項 4(1))

・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。

(政独委・評価の視点事項 4(1))

・ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(政独委・評価の視点事項 4(2)を含む。)

・ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(政独委・評価の視点事項 4(3)を含む。)

・ 省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価する。
(政・独委評価の視点)

・ 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。

・ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。

・ 経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。(取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向けての法人の取組を促すという視点をもって評価する。)(政独委・評価の視点事項 3(2))

・ 役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。

・ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。

● 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。

● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

(政独委・評価の視点事項 3(1))

・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

(政独委・評価の視点事項 3(1))

・ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(政独委・評価の視点事項 3(2))

・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

(政独委・評価の視点事項 3(3))

・ 役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。

・ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合には、その適切性を厳格に検証しているか。国民の納得が得られる理由が示されているか。法人の給与水準は社会的な理由の得られる水準となっているか。国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な水準となっているか。(政独委・評価の視点事項 3(1)を含む))。

・ 国とは異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。

・ 総人件費改革は進んでいるか。

・ 国家公務員の再就職のポストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。

・ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。

・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は、適正であるか。(政独委・評価の視点事項 3(3)を含む)

労働安全衛生総合研究所 評価シート(4)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。</p>	<p>2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。 イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。</p>	<p>2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 中期計画に基づいて施設・設備の効率的な利用を図るため、研究施設、研究室及び執務室の使用状況を把握し、利用方法を適宜検討・改善する。また、硬直化の傾向があった研究室の使用を効率化し、新規採用研究員へさらに積極的に配分するようにする。 イ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ホームページや「労働安全衛生研究」誌への掲載の工夫、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を一層進める。</p>	
	自己評価	評価項目4	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標]	[数値目標]		
<p>[評価の視点] ・ 研究所の施設・設備の活用状況を把握し、効率的に利用するための仕組みを整備しているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) ・ 他の研究機関、企業等との研究施設・設備の共同利用と有償貸与を促進しているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様)</p>	<p>[評価の視点] ・ 研究所の施設・設備の活用状況を把握し、効率的に利用するための仕組みを整備しているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) ・ 他の研究機関、企業等との研究施設・設備の共同利用と有償貸与を促進しているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様)</p>		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(5)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握</p> <p>労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。</p> <p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。</p> <p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映</p> <p>(ア)労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした「労働安全衛生重点研究推進協議会」において、引き続き産業安全に関する研究戦略の策定作業を進め、労働者の安全と死亡・負傷の予防に資する研究の推進に努める。並行して、これまでの労働衛生重点研究の推進と研究課題の見直し作業を進める。また、協議会シンポジウム等を運営実施する。</p> <p>(イ)「客員研究員研究会」を開催し、産業医、安全・衛生管理者等から労働現場の最先端の研究ニーズを把握するとともに研究職員との共同研究を進める。</p> <p>(ウ) さらに、業界団体や第一線の安全・衛生管理者等を対象とした労働安全衛生に関する情報交換会を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。</p> <p>(エ) 労働者健康福祉機構との研究情報交換会を開催し、労働現場の研究ニーズの把握に努める。</p> <p>(オ) 産業医科大学との研究会を定期的で開催し、研究ニーズの情報交換に努める。</p> <p>イ 行政ニーズの把握と業務への反映</p> <p>厚生労働省安全衛生部との定期的な連絡会議、情報交換会等により行政施策の実施に必要な調査研究の内容を把握し、調査研究業務に反映させる。</p> <p>ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握</p> <p>労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>	
	自己評定	評価項目5	評定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標]	[数値目標]		

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 	
<ul style="list-style-type: none"> 当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。 	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(6)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>2 労働現場のニーズに沿った研究の実施 労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>(1) プロジェクト研究 次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p> <p>ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究</p>	<p>2 調査研究業務の重点的实施 労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。</p> <p>(1)プロジェクト研究 中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。</p> <p>なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。</p> <p>ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 (ア)事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 (イ)第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 (ウ)危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 (ア)情報技術化を援用した中小規模掘削工事の安全化 (イ)橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 (ウ)災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 (エ)液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 (オ)初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究 (カ)人間・機械調和型作業システムの基礎的安全技術に関する研究 (キ)高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 (ア)先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 作業環境評価法が確立されていないナノ粒子等について、測定技術及び除去技術の開発を</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 プロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち以下の調査研究業務を実施する。</p> <p>(1)プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究「重点研究領域特別研究」のうち12課題を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する(別紙1)。さらに、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に基づく研究(イノベーション25研究)の4課題(別紙2)及び世界保健機構(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン(ゴーネットGOHNET研究)」の3課題(別紙3)を実施する。</p> <p>〈プロジェクト研究〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 高圧設備等の長期間使用に対応した疲労強度評価手法に関する研究 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 第三次産業で使用される機械設備の基本的安全技術に関する研究 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究 アーク溶接及び関連作業職場における有害因子に関する研究 <p>〈イノベーション25研究〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 多軸全身・多軸手腕振動暴露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術研究 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関わる研究 生体内繊維状物質の好感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究 <p>〈GOHNET研究〉</p>	

	<p>行うとともに、動物実験による生体影響評価が可能となるよう吸入曝露実験のための発生法の開発を行う。</p> <p>(イ)第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究</p> <p>(ウ)災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究</p> <p>(エ)筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究</p> <p>(オ)オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究</p> <p>エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究</p> <p>(ア)過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究</p> <p>(イ)勤務時間の多様化等の健康影響の評価に関する研究</p> <p>(ウ)メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究</p> <p>オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究</p> <p>(ア)石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究</p> <p>(イ)蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究</p> <p>(ウ)健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究</p> <p>(エ)作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝子素因に関する研究</p> <p>(オ)アーク溶接作業における有害因子に関する調査</p> <p>(カ)有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理</p> <p>(キ)職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス</p> <p>(ク)労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究</p>	<p>1 職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブ・サーベイランス（作業関連疾患の疫学研究の推進を含む。）</p> <p>2 中小企業における安全衛生リスク評価と効果的なマネジメントシステムの確立</p> <p>3 ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害</p>			
	自己評価		評価項目6	評価	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)				
[数値目標]	[数値目標]				
<p>[評価の視点]</p> <p>・ 行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>・ 行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。</p>				

<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。 ・ プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。 ・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ・ 研究成果が示されているか。特に中長期的観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。 ・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。 ・ プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。 ・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ・ 研究成果が示されているか。特に中長期的観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。 ・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。 	
---	---	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(7)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。 ＜別紙2省略＞</p>	<p>(2)基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。</p>	<p>(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として別紙 4 に示す課題を実施する。</p>			
		自己評定	評価項目7	評定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
[数値目標]		[数値目標]			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。 ・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ・ 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。 ・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。 		<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。 ・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ・ 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。 ・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。 			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(8)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進すること。</p>	<p>3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。 イ 研究評価に当たっては、学際的研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的研究を積極的に行う。</p>	<p>3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究体制の検討と構築 研究所の中核的な研究であるプロジェクト研究等を含め、産業安全と労働衛生の両者の研究者の知見を活用した学際的研究を推進する。 イ 学際的研究の評価 研究所の各研究課題の評価において、内部評価と外部評価の両面から学際的な観点からの細目を導入し、この評価結果を踏まえて学際的研究の一層の推進を図る。</p>	
	自己評価	評価項目8	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標]	[数値目標]		
<p>[評価の視点] ・ 産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進するための体制を検討・構築し、学際的研究を実施しているか。 ・ 調査研究の研究評価が学際的研究の推進という観点を含めて行われ、学際的研究の推進に結びついているか。</p>	<p>[評価の視点] ・ 産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進するための体制を検討・構築し、学際的研究を実施しているか。 ・ 調査研究の研究評価が学際的研究の推進という観点を含めて行われ、学際的研究の推進に結びついているか。</p>		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(9)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。</p>	<p>4 研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間(平成13年度から平成17年度)の基盤的研究課題数の合算値)の年平均研究課題数に比して20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。</p>	<p>4 研究項目の重点化 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。</p>			
		自己評価	評価項目9	評価	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
<p>[数値目標] ・ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均課題数を前中期目標期間中の基盤的研究課題数(旧安研と旧産医研の合算値)に比して20%程度減少させ、プロジェクト研究に重点化を行う。</p>		<p>[数値目標] ・ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均課題数を前中期目標期間中の基盤的研究課題数(旧安研と旧産医研の合算値)に比して30%程度減少させ、プロジェクト研究に重点化を行う。</p>			
<p>[評価の視点] ・ 現行の基盤的研究の労働現場のニーズ、社会的・経済的意義等が精査され、プロジェクト研究へ重点化されているか。 ・ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間の年平均研究課題数に比して 20%程度減少させるため、課題数を計画的に調整しているか。</p>		<p>[評価の視点] ・ 現行の基盤的研究の労働現場のニーズ、社会的・経済的意義等が精査され、かつ、研究の方向及び明確な到達目標を定めたプロジェクト研究へ重点化されているか。 ・ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間の年平均研究課題数に比して 30%程度減少させるため、課題数を計画的に調整しているか。</p>			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(10)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>5 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>5 研究評価の実施 (1)内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p>	<p>5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 前年度までに改善を図ってきた内部研究評価の評価システムを活用して、全ての研究課題と個人業績について専門的、客観的、総合的かつ公正な観点から評価を実施する。さらに評価結果を研究管理、昇給等の人事管理等に反映させ、業務の効率化を図る。 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 産業安全及び労働衛生分野の研究者と労使等から構成される第三者による外部評価委員会を開催し、プロジェクト研究について、評価を実施し、評価結果を研究予算の配分等の研究管理に反映させる。 イ 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。</p>	
	自己評価	評価項目10	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標]	[数値目標] ・外部評価の結果及びその研究への反映に関する公表については、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。		
<p>[評価の視点] ・ 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、内部研究評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 ・ プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 ・ 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3ヶ月以内にホームページ等に公表したか。</p>	<p>[評価の視点] ・ 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、内部研究評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 ・ プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。</p>		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(11)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p>	<p>6 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要な応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。</p>	<p>6 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。</p>			
		自己評価	評価項目11	評価	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
[数値目標]		<p>[数値目標]</p> <p>・労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に参加する役職員数を20人以上とする。</p>			
<p>[評価の視点]</p> <p>・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。</p> <p>・国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。</p>		<p>[評価の視点]</p> <p>・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。</p> <p>・国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。</p>			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(12)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。</p>	<p>(2)学会発表等の促進 研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。</p>	<p>(2) 原著論文、学会発表等の促進 原著論文、学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。 労働災害の原因調査等の実施を今後の研究に結びつけることにより、研究及び災害調査の質的向上、研究員の能力向上に努める。</p>			
		自己評価	評価項目12	評価	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
<p>[数値目標] ・ 講演・口頭発表 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。</p>		<p>[数値目標] ・ 講演・口頭発表 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。 ・ 他論文への引用件数が 10 件以上となる原著論文数を評価対象年度の前年度までの3年間で10報以上とする。</p>			
<p>[評価の視点] ・ 学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係る報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ・ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。</p>		<p>[評価の視点] ・ 学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係る報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ・ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。</p>			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(13)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p>	<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 平成20年度労働安全衛生総合研究所年報、研究所ニュース(メールマガジン、「労働安全衛生研究」広報欄その他)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 平成20年度に終了した以下のプロジェクト研究及びイノベーション25研究について、「特別研究報告」を発行する等により、その研究成果の広報を図る。 ・ 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 ・ 石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究 ・ 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 ・ 法尻掘削における斜面崩壊の予測・検知手法に関する研究 ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。また、整理合理化計画を踏まえ、機構と統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。</p>	
	自己評価	評価項目13	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点] ・ 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。</p>	<p>[数値目標] ・ HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数を年間50万回以上とする。</p> <p>[評価の視点] ・ 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。</p>		

・ 調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。

・ 年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。

・ 調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。

・ 年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。

--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(14)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p>	<p>(4) 講演会、一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。 イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>(4) 講演会等の開催 ア 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演会を研究所が3回以上主催するほか、他機関との共催等を推進する。 イ 4月に清瀬地区及び川崎地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	
	自己評価	評価項目14	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>[数値目標] ・ 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。</p>	<p>[数値目標] ・ 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。 <u>・ 安全衛生技術講演会への参加者に対するアンケート調査において、講演会が「良かった」又は「非常に良かった」とする割合が75%以上となること。</u></p>		
<p>[評価の視点] ・ 研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。 ・ 一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。 ・ 企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。 ・ 講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。</p>	<p>[評価の視点] ・ 研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。 ・ 一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。 ・ 企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。 ・ 講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。</p>		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(15)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。</p>	<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>特許権の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ、特許権の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録や、研究所ホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。</p>			
		自己評価	評価項目15	評価	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
[数値目標]		[数値目標]			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。 実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。 		<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。 実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。 			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(16)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>7 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。</p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。</p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 労働災害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。</p> <p>イ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。</p> <p>ウ 鑑定・照会等への積極的な対応 労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。</p> <p>エ 労働災害発生状況データベースの作成等 労働災害防止対策の効果的な推進を図る行政施策を支援する観点から、労働者死傷病報告等をもとに、労働災害発生状況等のデータベースの作成及び機械災害の専門的な分析を行い、それらの成果を厚生労働省に提出する。</p> <p>オ 災害調査への的確な対応 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の指示があった場合等には、労働災害調査分析センターを中心として迅速、的確に対応する。</p>	
	自己評価	評価項目16	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標]	<p>[数値目標] ・ <u>労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。</u></p>		
<p>[評価の視点] ・ 労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。</p>	<p>[評価の視点] ・ 労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。</p>		

<ul style="list-style-type: none">行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。	<ul style="list-style-type: none">行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。	
---	---	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(17)

中期目標8	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1)労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。</p> <p>ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p> <p>エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>研究開発力強化法等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。</p> <p>ア 国内外の技術・制度等に関する調査</p> <p>労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会</p> <p>労働衛生重点研究推進協議会において引き続き産業安全に関する研究戦略の策定作業を進め、労働者の安全と死亡・外傷の予防に資する研究の推進に努める。並行して、これまでの労働衛生重点研究の推進と研究課題の見直し作業を進める。[再掲]</p> <p>ウ 最先端研究情報の収集</p> <p>効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p> <p>エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布</p> <p>最先端の研究情報の収集と発信を目的として以下の刊行物の発行と配付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生に関する最先端の研究情報に係る国際学術誌「Industrial Health」誌を6回発行する。また、産業安全に係る英文論文の掲載に引き続き努める。 ・労働安全衛生に関する研究成果に係る和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行配布する。 	
	自己評価	評価項目17	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標]	[数値目標] ・「Industrial Health」のインパクトファクターが0.8以上となることを目標とする。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際学術誌「Industrial Health」を年4回以上発行する。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際学術誌「Industrial Health」を年4回以上発行する。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。 		

[評価の視点]

・ 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。

・ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容の見直し及び産業安全に関する研究戦略の策定により、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。

・ 内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。

・ 国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。

[評価の視点]

・ 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。

・ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容の見直し及び産業安全に関する研究戦略の策定により、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。

・ 内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。

・ 国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。



労働安全衛生総合研究所 評価シート(18)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 諸大学との連携大学院協定の締結更新と学術交流を進める。 イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣 研究職員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。 ウ 若手研究者等の受け入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。 エ 労働安全衛生機関の支援 諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織への適切な協力・支援を行う。</p>	
	自己評価	評価項目18	評価
<p>評価の視点等(現行)</p>	<p>評価の視点等(案)</p>		
<p>[数値目標]</p>	<p>[数値目標] ・ 研究指導等を実施する若手研究者等の受入れ人数を44人／年以上とする。</p>		
<p>[評価の視点] ・ 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。</p>			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(19)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。</p>	<p>(3) 研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。</p>	<p>(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究等を進める。また、整理合理化計画を踏まえ、機構の労災疾病等に係る臨床研究と連携を図るとともに、機構と統合後において統合メリットが発揮できるよう検討する。 イ 研究交流会等 フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行う。 ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究交流の促進 非公務員化のメリットを活かし、企業、大学等の産業医、安全衛生管理者、研究者との研究交流を促進する。 エ 共同研究 上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。</p>	
	自己評価	評価項目19	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。 全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。 全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。 		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。 共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究者の研究交流が促進され、毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。 共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究者の研究交流が促進され、毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。 		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(20)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>9 公正で的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</p>	<p>9 公正で的確な業務の運営 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p>	<p>9 公正で的確な業務の運営 ア 情報の管理 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。 イ 研究倫理及び利益相反の管理 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。 また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、透明性の確保と適正な管理を実施する。 ウ 遵守状況の把握 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。 エ 法令等を踏まえた的確な業務運営 研究開発力強化法等の最近の国内外の重要な法令等の制・改定の動向を踏まえた的確な業務の運営に努める。</p>	
	自己評価	評価項目20	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標]	[数値目標]		
<p>[評価の視点] ・ 情報公開、個人情報保護等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。</p>	<p>[評価の視点] ・ 情報公開、個人情報保護等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。</p>		
<p>・ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。</p> <p>・ そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。</p> <p>・ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組についての評価が行われているか。 (政独委・評価の視点事項 5)</p>	<p>・ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。</p> <p>・ そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。</p> <p>・ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)について適切に取り組んでいるか。 (政独委・評価の視点事項 5)</p>		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(21)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。</p> <p>イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 競争的研究資金、受託研究の獲得 [再掲] 関係省庁、公益団体、企業等の競争的資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。</p> <p>イ 自己収入の確保 [再掲] 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。</p>	
	自己評価	評価項目21	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標]	<p>[数値目標]</p> <p>・ <u>競争的研究資金、受託研究等について、年間30本以上を獲得する。</u></p>		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 <p>・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 (政独委・評価の視点事項1(1))</p> <p>・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。 (政独委・評価の視点事項1(2))</p>	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 <p>・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。 <u>当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。</u> (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 (政独委・評価の視点事項1(1))</p> <p>・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 (政独委・評価の視点事項1(2))</p>		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(22)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>(1)予算、収支計画及び資金計画</p> <p>ア 予算については、別紙1のとおり。</p> <p>イ 収支計画については、別紙2のとおり。</p> <p>ウ 資金計画については、別紙3のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>(1)限度額 290百万円</p> <p>(2)想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 研究用機器等を充実させるための整備</p> <p>2 広報や研究成果発表等の充実</p> <p>3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加</p> <p>4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p>	<p>2 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算については別紙5 のとおり。財務内容の改善についてはラスパイレス指数も考慮する。</p> <p>(2) 収支計画については別紙6 のとおり。</p> <p>(3) 資金計画については別紙7 のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 290 百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 剰余金の使途</p> <p>1 研究用機器等を充実させるための整備</p> <p>2 広報や研究成果発表等の充実</p> <p>3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加</p> <p>4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p>			
		自己評価	評価項目22	評価	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
[数値目標]		<p>[数値目標]</p> <p>・ 中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営交付金から一般管理費(退職手当を除く)について15%、事業費(退職手当を除く)について5%に相当する額を節減すること。</p>			
<p>[評価の視点]</p> <p>・ 経費削減の達成度はどのくらいか。</p> <p>・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p> <p>・ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。</p> <p>・ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p>		<p>[評価の視点]</p> <p>・ 経費削減の達成度はどのくらいか。</p> <p>・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p> <p>・ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。</p> <p>・ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p>			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(23)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付き任用を活用する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)人材活用等に関する方針</p> <p>ア 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項</p> <p>(ア)新規研究員の採用に際しては、公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。また、中期計画に基づく人件費削減の取組状況を踏まえつつ、若年者、女性、外国人である任期付研究員を少なくとも1名、新規に採用するように努める。</p> <p>(イ)職員の採用にあたり、研究業績優秀者表彰に加え、若手研究員業績優秀者表彰を行うとともに、任期付研究員をテニユア・トラックと位置づけ、任期終了時までに研究員の研究業績等を評価する等の厳格な審査を経て、任期を付さない職員とする制度の充実を図る。</p> <p>(ウ)フレックスタイム制等を活用することにより、育児と仕事の両立ができるような環境整備に努める。</p> <p>(エ)外国人研究員の研究活動を支援するため、一定時期、日本語と英語等が堪能な研究員等をチューターとしてつける。</p> <p>イ 卓越した研究者等の確保に関する事項</p> <p>研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、所内業務及び独立行政法人の運営に際し必要な諸業務を適切かつ総合的に評価し、評価結果を昇任、昇格、昇給に反映させるとともに、研究費の配分や研究室、研究機器の使用について配慮する。</p> <p>ウ 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項</p> <p>(ア)新規研究員の採用に際しては、公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。[再掲]</p> <p>(イ)産学官の間での人材の流動性を高めるため、職員兼業規程、研修生規程等を整備する。</p> <p>(ウ)研究員が国立大学法人等との間で転職をしている場合における退職金の算定の基礎となる在職期間について、当該在職期間を通算する等の人材の流動性を高めるための環境整備を検討する。</p> <p>エ その他研究開発等の推進のための基盤の</p>	

		強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項 (ア)研究職員の昇任、昇格、昇給に関して、より客観的で公正な人事方式の採用に努める。 (イ)等級別の人員数のバランスを図り、適材適所の原則に沿った人事計画を立てることにより業務の効率化を進める。	
	(2)常勤職員の数 調査研究に携わらない常勤職員を6名削減する。 (参考1)常勤職員数 期初の常勤職員数 121名 期末の常勤職員数 115名(上限) (参考2)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278 百万円	(2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 118 名 当年度末の常勤職員数の見込み 116 名 (3) 当年度中の人件費総額見込み 1,039 百万円	
	自己評価	評価項目22	評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標] ・ 当年度末の常勤職員数の見込み 118人	[数値目標] ・ 当年度末の常勤職員数の見込み 118人		
[評価の視点] ・ 人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。 ・ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。	[評価の視点] ・ 人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。 ・ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(24)

中期目標	中期計画	平成21年度計画		平成21年度の業務の実績																																							
	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="537 615 1196 1308"> <thead> <tr> <th>施設整備の内容</th> <th>予定額 (単位: 百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修 </td> <td>1,920</td> <td>施設整備費 補助金</td> </tr> </tbody> </table>	施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源	屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費 補助金	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>研究所の施設のうち、施工シミュレーション施設について改修工事を実施する。また、老朽化の進んだ研究棟について耐震改修、渡り廊下改修及び外壁防水塗装を実施する。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1273 541 1878 1171"> <thead> <tr> <th>施設整備の内容</th> <th>措置年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>屋上防水改修</td><td>H18 措置済み</td></tr> <tr><td>電気設備改修</td><td>H18 措置済み</td></tr> <tr><td>静電気特性測定用恒温恒湿施設改修</td><td>H19 措置済み</td></tr> <tr><td>配管等爆発実験施設改修</td><td>H18、19 措置済み</td></tr> <tr><td>超高サイクル疲労強度の解析施設改修</td><td>H19 措置済み</td></tr> <tr><td>統合生産システム安全性検証施設改修</td><td>H19 措置済み</td></tr> <tr><td>施工シミュレーション施設改修</td><td>H21 着手予定</td></tr> <tr><td>非常電源装置改修</td><td>H18 措置済み</td></tr> <tr><td>電子顕微鏡室改修</td><td>H18 措置済み</td></tr> <tr><td>RI実験室改修</td><td>H19 措置済み</td></tr> <tr><td>空調設備改修</td><td></td></tr> <tr><td>低温実験室改修</td><td>H20 措置済み</td></tr> <tr><td>人工環境室改修</td><td>H19 措置済み</td></tr> <tr><td>渡り廊下改修</td><td>H21 着手予定</td></tr> <tr><td>外壁防水塗装</td><td>H21 着手予定</td></tr> <tr><td>耐震改修</td><td>H20, H21 着手予定</td></tr> </tbody> </table>	施設整備の内容	措置年度	屋上防水改修	H18 措置済み	電気設備改修	H18 措置済み	静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19 措置済み	配管等爆発実験施設改修	H18、19 措置済み	超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19 措置済み	統合生産システム安全性検証施設改修	H19 措置済み	施工シミュレーション施設改修	H21 着手予定	非常電源装置改修	H18 措置済み	電子顕微鏡室改修	H18 措置済み	RI実験室改修	H19 措置済み	空調設備改修		低温実験室改修	H20 措置済み	人工環境室改修	H19 措置済み	渡り廊下改修	H21 着手予定	外壁防水塗装	H21 着手予定	耐震改修	H20, H21 着手予定	
施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源																																									
屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費 補助金																																									
施設整備の内容	措置年度																																										
屋上防水改修	H18 措置済み																																										
電気設備改修	H18 措置済み																																										
静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19 措置済み																																										
配管等爆発実験施設改修	H18、19 措置済み																																										
超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19 措置済み																																										
統合生産システム安全性検証施設改修	H19 措置済み																																										
施工シミュレーション施設改修	H21 着手予定																																										
非常電源装置改修	H18 措置済み																																										
電子顕微鏡室改修	H18 措置済み																																										
RI実験室改修	H19 措置済み																																										
空調設備改修																																											
低温実験室改修	H20 措置済み																																										
人工環境室改修	H19 措置済み																																										
渡り廊下改修	H21 着手予定																																										
外壁防水塗装	H21 着手予定																																										
耐震改修	H20, H21 着手予定																																										
		自己評価		評価項目 24	評価																																						
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)																																									
[数値目標]		[数値目標]																																									
<p>[評価の視点]</p> <p>・ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。</p>		<p>[評価の視点]</p> <p>・ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。</p>																																									